

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業) 交付規程

技管協補発第21040103号
令和3年4月1日制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物処理施設を核とする地域循環共生圏構築促進事業)交付要綱(改正令和3年3月31日付け環循適発第2103312号。以下「交付要綱」という。)及び廃棄物処理施設を核とする地域循環共生圏構築促進事業実施要領(改正令和3年3月31日付け環循適発第2103312号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的および内容)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会(以下「技管協」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とし、下記の事業を実施する。

- (1) 環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業
- (2) 環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業
- (3) 電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業
- (4) 熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業
- (5) 廃棄物処理施設からの余熱や発電した電力を地域において有効利用するために、熱や電力を利活用する設備設置に対する余熱見込量や事業採算性の検討等を行い事業としての実現可能性を調査する事業

(交付の対象)

第3条 技管協は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第3欄において技管協が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙の2に規定する者とする。
- 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業を実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。
- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。
- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。
 - 二 別表第1の第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請書」という。)のうち、交付規程第2条の(1)、(2)に関する交付を受けようとする者は、様式Aによる交付申請書を、交付規程第2条の(3)、(4)、(5)に関する交付を受けようとする者は、様式第1による交付申請書を技管協に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合、交付規程第2条の(1)、(2)に関する交付の決定を受けた者は様式Bによる変更交付申請書を、交付規程第2条の(3)、(4)、(5)に関する交付の決定を受けた者は、様式第2による変更交付申

請書を速やかに技管協に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 技管協は、第5条の規定による交付申請書等又は前条の規定による変更交付申請書等の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、交付規程第2条の(1)、(2)に関するものは、様式Cによる交付決定通知書または、様式Dによる変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。交付規程第2条の(3)、(4)、(5)に関するものは、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第5条の規定による交付申請書等又は前条の規定による変更交付申請書等が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 技管協は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。

二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

三 次に掲げる事項に該当する場合で、交付規程第2条の(1)、(2)に関するものは、様式Eによる計画変更承認申請書を、交付規程第2条の(3)、(4)、(5)に関するものは様式第5による計画変更承認申請書を、あらかじめ技管協に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。

ア 表第2-1、別表2-2又は別表2-3の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。

四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合で、交付規程第2条の(1)、(2)に関するものは、様式Fによる中止(廃止)承認申請書を、交付規程第2条の(3)、(4)、(5)に関するものは、様式第6による中止(廃止)承認申請書を技管協に提出して承認を受けなければならない。

五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合で、交付規程第2条の(1)、(2)に関するものは、様式Gによる遅延報告書、交付規程第2条の(3)、(4)、(5)に関するものは、様式第7による遅延報告書を速やか

に技管協に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない

- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、交付規程第2条の(1)、(2)に関するものは、様式Hによる遂行状況報告書、交付規程第2条の(3)、(4)、(5)に関するものは、様式第8による遂行状況報告書を技管協の要求があったときは速やかに提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく技管協に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、技管協の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 九 技管協は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合、交付規程第2条の(1)、(2)に関するものは、様式Iによる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書、交付規程第2条の(3)、(4)、(5)に関するものは、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに技管協に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十一 技管協は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十二 技管協は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を技管協に納付させることができる。
- 十三 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、交付規程第2条の(1)、(2)に関するものは、様式Jによる取得財産等管理台帳、交付規程第2条の(3)、(4)、(5)に関するものは、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 十四 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50

万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、技管協の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、技管協が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十五 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行ってはならない。

十六 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には技管協が別に定める事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

十七 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源CO₂排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

3 技管協が第11条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が技管協に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、技管協は次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が技管協に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 技管協は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

三 技管協は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応に

については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、技管協が行う弁済の効力は、技管協が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって技管協に交付申請の取下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第10条 技管協は、第8条第六号の規定による報告書及び第2項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

- 2 大臣又は技管協は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、交付規程第2条の(1)、(2)に関するものは、様式Kによる完了実績報告書、交付規程第2条の(3)、(4)、(5)に関するものは、様式第11による完了実績報告書を、完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、技管協に提出しなければならない。

- 2 複数年度事業の補助事業の実施期間内において、中間年度の終了に際し、交付規程第2条の(1)、(2)に関するものは、様式Lによる年度終了実績報告書、交付規程第2条の(3)、(4)、(5)に関するものは、様式第12による年度終了実績報告書を当該年度の3月10日までに、技管協に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 技管協は、前条第1項及び第2項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条第三号及び四号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、交付規程第2条の(1)、(2)に関するものは、様式Mによる交付額確定通知書を、交付規程第2条の

(3)、(4)、(5)に関するものは、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 技管協は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、補助事業者が別紙の2の地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内で技管協の定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

- 第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、技管協が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、交付規程第2条の(1)、(2)に関するものは、様式Nによる精算（概算）払請求書、交付規程第2条の(3)、(4)、(5)に関するものは、様式第14による精算（概算）払請求書を技管協に提出しなければならない。

（交付決定の解除等）

- 第14条 技管協は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく技管協の指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 技管協は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定（ただし書を除く。）を準用する。

（事業報告書の提出）

- 第15条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（初年度は、補助事業を完了した日から翌年度3月末までの期間）の二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を環境大

臣に提出する必要がある、交付規程第2条の(1)、(2)に関するものは、様式Oの循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書により、交付規程第2条の(3)、(4)、(5)に関するものは、様式第15の事業報告書により報告を行うこと。

- 2 交付規程第2条の(1)、(2)に関するものについて、技管協は都道府県と協議の上、報告書の内容を評価し、所見を付して、目標年度の翌年7月末までに環境大臣に報告するとともに、間接補助事業者に通知すること。
- 3 1において、間接補助事業者は、目標が達成されないことが明らかになった場合に、その要因および目標の達成に向けた方策等を内容とする改善計画を、交付規程第2条の(1)、(2)に関するものは、様式Pによる循環型社会形成推進地域計画改善計画書により、交付規程第2条の(3)、(4)、(5)に関するものは、様式第15の事業報告書により、提出を行うこと。なお、技管協は都道府県と協議の上、提出された計画書等の内容を評価し、所見を付して、間接補助事業者に通知するとともに、環境大臣に提出するものとする。
- 4 交付規程第2条の(1)、(2)に関するものについて、施設の整備が地域計画の計画期間以降となる場合は、施設の稼働開始の日からその年度の3月末までの期間及びその後1年間の期間における二酸化炭素の削減量について、様式Qによる成果報告書により技管協に速やかに提出するとともに、技管協は環境大臣に報告するものとする。
- 5 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(電磁的方法による申請)

- 第16条 申請者又は補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第8条第3号の規定に基づく計画変更の申請、第8条第4号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第8条第5号の規定に基づく事業遅延の報告、第8条第6号の規定に基づく状況報告、第8条第10号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第8条第14号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、又は第13条第2項の規定に基づく支払請求(以下「交付申請等」という。)については、電磁的方法(適正化法第26条の3の規定に準じて技管協が定めるものをいう。以下、同じ。)により行うことができる。
- 2 技管協は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。
- 3 技管協、申請者及び補助事業者は、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等を行うこととするが、電磁的方法によることが行えないとき又は電磁的記録(適正化法第26条の2の規定に準じて技管協が定めるものをいう。以下、同じ。)を提出できないときは、交付規程に定める様式による書面の提出又は技管協が定める方法で手続きを行うことができる。

(地域計画の提出等)

- 第17条 交付規程第2条の(1)、(2)に関する事業について、補助金の申請をする者は、次に掲げる事項を掲載した地域計画を作成し、都道府県を通じて、環境大臣に提出しなければならない。なお、一般廃棄物処理計画をもって代える場合は、これらの事項が一般廃棄物処理計画

に記載されていること。

(1) 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項

- ア 対象地域
- イ 計画期間
- ウ 基本的な方向
- エ ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

(2) 循環型社会形成推進のための現状と目標

- ア 一般廃棄物等の処理の現状
- イ 一般廃棄物等の処理の目標

(3) 施策の内容

- ア 発生抑制、再使用の推進
- イ 処理体制
- ウ 処理施設の整備
- エ 施設整備に関する計画支援事業
- オ その他の施策

(4) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費

(5) 交付期間

(6) 計画のフォローアップと事後評価

2 環境大臣は、交付規程第2条の(1)、(2)に関する事業について補助金の申請をする者から、前項の規定に基づく地域計画の提出を受けた場合には、当該計画にについて審査し、その結果を当該提出者に対し通知する。

3 前2項の規定は、地域計画を変更する場合に準用する。

(秘密の保持)

第18条 技管協は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って技管協に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、技管協が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業	エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業	事業を行うために必要な工事費及び事務費並びにその他必要な経費で技管協が承認した経費（詳細は別表第 2-1 に定める。）のうち、別表 2-1 枠外下欄備考の 1. (1) に掲げる設備等の整備に係るもの	技管協が環境省担当官と協議の上で必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。※ イ 第 3 欄に掲げる間接補助対象経費と第 4 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、設備区分に応じ 2 分の 1 または 3 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
	エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業	事業を行うために必要な工事費及び事務費並びにその他必要な経費で技管協が承認した経費（詳細は別表第 2-1 に定める。）のうち、別表 2-1 枠外下欄備考の 1. (2) に掲げる設備等の整備に係るもの	技管協が環境省担当官と協議の上で必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。※ イ 第 3 欄に掲げる間接補助対象経費と第 4 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

	電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業	事業を行うために必要な工事費、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で技管協が承認した経費（詳細は別表第2-2に定める。）	技管協が必要と認められた額 （EV収集車・船舶については同規模かつ同等仕様の最新燃費基準に適合したディーゼル収集車・船舶、ガソリン収集車・船舶、重油収集船舶の価格と第3欄に掲げる経費との差額として大臣が必要と認められた額）	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。※ イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1（EV収集車・船舶については3分の2）を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
	熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業	事業を行うために必要な工事費、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で技管協が承認した経費（詳細は別表第2-2に定める。）	技管協が必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。※ イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
	廃棄物処理施設からの余熱や発電した電力を地域において有効利用するために、	事業を行うために必要な人件費及び業務費並びにその他必要な経費で技管協が承認した経費（詳細は別表第	技管協が必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。※ イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選

	熱や電力を 利活用する 設備設置に 対する、余 熱見込量や事 業採算性の検 討等を行い事 業としての実 現可能性を調 査する事業	2-3に定める。)		定された額とを比較して少ない方 の額を交付額とする。ただし、算 出された額に1,000円未満の 数が生じた場合には、これを切り 捨てるものとする。なお、算出さ れた額が1,500万円を超える 場合は、1,500万円を上限額 とする
--	---	-----------	--	--

※ ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。

別表第2-1

I 算定基準

I 区分	II 費目	III 細分	IV 基準額
工事費	本工事費	<p>(直接工事費)</p> <p>材料費</p> <p>労務費</p> <p>直接経費</p>	<p>別に定める「主要資材単価」の範囲内で事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。</p> <p>別に定める「職種別賃金日額」及び「工事設計標準歩掛表」の範囲内で事業実施時期、地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>直接工事費のうち直接経費については、特許使用料、水道、光熱、電力料（工事施工に直接必要とする分）の費用で環境大臣に協議し承認を得た額及び機械器具損料の合計額とする。</p> <p>このうち、機械器具損料については、別に定める「機械器具損料表」による。</p>
		<p>(間接工事費)</p> <p>共通仮設費</p>	<p>間接工事費のうち、共通仮設費については、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 (2) 準備、跡片付け整地等に要する費用 (3) 機械設備の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 (4) 仮設工事材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力用水等の基本料金に要する費用 (5) 技術管理に要する費用 (6) 現場事務所、労務者宿舍及び資材置場等の営繕に要する費用（以下「営繕損料」という。） (7) 労務者輸送に要する費用（以下「労務者輸送費」という。）

I 区分	II 費目	III 細分	IV 基準額
			<p>(8) 交通の管理、安全施設に要する費用の合計額をいう。</p> <p>営繕損料については、直接工事費と共通仮設費の合計額（以下「純工事費」という。）から共通仮設費のうちの営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500 万円以下の場合 2.5%</p> <p>(2) 純工事費が 500 万円を超え 1,000 万円以下の場合 1.9%</p> <p>(3) 純工事費が 1,000 万円を超え 3,000 万円以下の場合 1.5%</p> <p>(4) 純工事費が 3,000 万円を超える場合 1.0%</p> <p>労務者輸送費については、純工事費から共通仮設費のうち営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p>

I 区分	II 費目	III 細分	IV 基準額
			<p>(1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(9)において同じ。）が 100 万円以下の場合 7.0%</p> <p>(2) 純工事費が 100 万円を超え 200 万円以下の場合 5.5%</p> <p>(3) 純工事費が 200 万円を超え 500 万円以下の場合 4.3%</p> <p>(4) 純工事費が 500 万円を超え 800 万円以下の場合 3.3%</p> <p>(5) 純工事費が 800 万円を超え 2,000 万円以下の場合 2.0%</p> <p>(6) 純工事費が 2,000 万円を超え 3,000 万円以下の場合 1.7%</p> <p>(7) 純工事費が 3,000 万円を超え 5,000 万円以下の場合 1.3%</p> <p>(8) 純工事費が 5,000 万円を超え 10,000 万円以下の場合 0.8%</p> <p>(9) 純工事費が 10,000 万円を超える場合 前号において算出される額の最高額。</p>
		現場管理費	<p>純工事費（当該施設の工事に支給品がある場合には、支給品費を加算し、特殊製品（付表）がある場合には、当該特殊製品費の2分の1に相当する額を減額すること。以下同じ。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費が 1,000 万円以下の場合 12.5%</p>

I 区分	II 費目	III 細分	IV 基準額
		一般管理費	<p>(2) 純工事費が 1,000 万円を超え 2,000 万円以下の場合 10.5%</p> <p>(3) 純工事費が 2,000 万円を超え 5,000 万円以下の場合 9.0%</p> <p>(4) 純工事費が 5,000 万円を超え 7,000 万円以下の場合 8.0%</p> <p>(5) 純工事費が 7,000 万円を超える場合 7.5%</p> <p>直接工事費と間接工事費の合計額（以下「工事原価」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。</p> <p>この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事原価が 500 万円以下の場合 14.0%</p> <p>(2) 工事原価が 500 万円を超え 1,000 万円以下の場合 13.5%</p> <p>(3) 工事原価が 1,000 万円を超え 4,000 万円以下の場合 13.0%</p> <p>(4) 工事原価が 4,000 万円を超え 10,000 万円以下の場合 12.5%</p> <p>(5) 工事原価が 10,000 万円を超え 20,000 万円以下の場合 12.0%</p> <p>(6) 工事原価が 20,000 万円を超える場合 11.5%</p>

I 区分	II 費目	III 細分	IV 基準額
事務費	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等 工事費 門囲障等 工事費 その他 工事費	<p>施設整備の付帯工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>なお、算定方式は本工事費に準じて算定すること。</p>
	調査費		<p>調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額。</p>
	工事雑費		<p>工事費（工事雑費を除く。）に次に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p style="text-align: right;">1.0%</p>
	旅費及び 庁費		<p>工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事費が 5,000 万円以下の場合</p> <p style="text-align: right;">3.5%</p> <p>(2) 工事費が 5,000 万円を超え 10,000 万円以下の場合</p> <p style="text-align: right;">3.0%</p> <p>(3) 工事費が 10,000 万円を超え 30,000 万円以下の場合</p> <p style="text-align: right;">2.5%</p> <p>(4) 工事費が 30,000 万円を超え 50,000 万円以下の場合</p> <p style="text-align: right;">2.0%</p> <p>(5) 工事費が 50,000 万円を超え 100,000 万円以下の場合</p> <p style="text-align: right;">1.0%</p> <p>(6) 工事費が 100,000 万円を超える場合</p> <p style="text-align: right;">0.5%</p>

備考

1. 補助対象として上表を適用する設備等の範囲は次のとおりとし、ここに定めのないものはエネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル及び廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアルによるものとする。

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業

新設に関する事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設するものであり、要件は次のとおりである。

- ア. エネルギー回収率22.0%相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、あらかじめ、ごみ処理の広域化・施設の集約化、PFI等の民間活用、廃棄物処理の有料化等についての検討及び一般廃棄物会計基準の導入を行い、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。
ただし、令和元年度以前に、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）（以下「交付金事業」という。）交付要綱（令和2年3月31日環循適発第2003311号事務次官通知）別表1の第3項の施設整備に関する計画支援事業又は第4項の廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業を実施している場合は、交付金事業の例による。
- イ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、メタンガス化施設については、メタン発酵残さとその他のごみ焼却を行う施設と組み合わせた方式を含み、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。
- ウ. 上記ア.のうち、ごみ焼却施設に高効率エネルギー回収に必要な設備を整備する場合は、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすこと及び別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。
- エ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ固形燃料（RDF）化施設の整備については、発電効率又は熱回収率が20%以上のごみ固形燃料（RDF）利用施設へ安定的に持ち込むことが可能なものに限る。
- オ. ごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固形燃料（RDF）化施設については、「ごみ固形燃料の適正管理対策について」（平成15年12月25日付環廃対発第031225004号）の「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- カ. エネルギー回収型廃棄物処理施設については、「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について」（平成18年6月9日付環廃対発第060609002号）等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- キ. 補助の対象となる事業にあつては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。
- ク. 本事業の補助対象設備は、次に掲げるものであること。
 - ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ② 前処理設備

- ③ 固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- ④ 燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ熔融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
- ⑤ 燃焼ガス冷却設備
- ⑥ 排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
- ⑦ 余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧ 通風設備
- ⑨ 灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
- ⑩ 残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑪ 搬出設備
- ⑫ 排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）
- ⑬ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑭ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑮ 薬剤、水、燃料の保管のための設備
- ⑯ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑰ 前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑱ 前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑲ 搬入車両に係る洗車設備
- ⑳ 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ㉑ 前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

ケ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ク. ⑱の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑯の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(2) エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する補助事業

改良・改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改良・改造するものであり、要件は次のとおりである。

- ア. あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が5%相当以上削減されるものであり、災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備える場合は整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定し、事業実施後は全連続運転を行うものであって（ただし、実施要領第3（2）の沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域についてはこの限りではない。）、事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。

ただし、令和元年度以前に、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）

（以下「交付金事業」という。）交付要綱（令和2年3月31日環循適発第2003311号事務次官通知）別表1の第3項の施設整備に関する計画支援事業又は第4項の廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業を実施している場合は、交付金事業の例による。

- イ. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。ただし、地球温暖化対策及び災害廃棄物処理体制の強化に資する設備改良に係るものに限る。

- ① 受入・供給設備
- ② 前処理設備

- ③ メタン発酵設備
- ④ 燃焼（溶融）設備
- ⑤ 熱回収（排ガス冷却）設備
- ⑥ 排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
- ⑦ 余熱利用設備（バイオガス利用設備を含む）
- ⑧ 通風設備
- ⑨ 灰出し設備
- ⑩ 焼却残さ溶融設備
- ⑪ 発酵残さ処理設備
- ⑫ 給水設備
- ⑬ 排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）
- ⑭ 電気設備
- ⑮ 計装設備
- ⑯ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑰ 前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑱ 前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑲ 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

2. 事業の工期が2ヶ年度以上に渡る場合、営繕損料、労務者輸送費、現場管理費、一般管理費、工事雑費及び事務費のそれぞれの基準額の算定に関して定める率は、工期全体の工事費（純工事費等）に対して適用し、当該基準額は、その範囲内で各年度に配分するものとする。

付 表

特殊製品とは、次のものをいう。

管、弁類、ポンプ、モーター、コンクリート製並びに鉄製杭、計測設備、電気設備、破碎機、圧縮機、切断機、脱臭設備、脱水機、攪拌装置、ウェストバーナー、脱硫装置（主として乾式）、撤水機、滅菌機、ブローア、ボイラー、加温設備、汚泥かき寄せ機、高圧ポンプ、コンプレッサー、熱交換機、反応塔、油圧装置、コンベアー、レンガ、ストッカー、灰出し設備、電気集じん機、サイクロン、その他完成された製品として設置することによって効用を発揮するものをいう。

ただし、現場加工されるものを除く。

II 費用の説明

交付対象事業の経費（以下「事業費」という。）は、工事費及び事務費に大別され、工事費は更に本工事費、付帯工事費、調査費及び工事雑費に、また事務費は、旅費及び庁費に分けられるが各費目の内容は次の各号によるものである。

1. 「本工事費」とは

(1) 直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。

(2) 「直接工事費」とは

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算するものをいう。

ア. 材 料 費 工事を施工するに必要な材料の費用で別に定める主要資材単価表を標準とし、買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計額をいう。

イ. 労 務 費 直接工事費のうち、労務費については、別に定める職種別賃金日額表及び工事設計標準歩掛表の標準単価を標準とする。

ウ. 直接経費 工事を施工するに直接必要とする経費でその算定は次によるものをいう。

(ア) 特 許 使 用 料 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額をいう。

(イ) 水 道 光 熱 電 力 料 工事を施工するに必要な電力、電灯使用料及び用水使用料をいう。

(ウ) 機 械 器 具 損 料 工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で別に定める「機械損料表」による。

(3) 「間接工事費」とは

ア. 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものをいう。

イ. 「共通仮設費」とは、次に掲げるものについて積算するものとする。

(ア) 運 搬 費 工事施工に必要な機械器具等の運搬現場内の器具等の移動等に要する費用をいう。

(イ) 準 備 費 工事施工に必要な、準備、跡片付け、調査、測量、丁張り（調査費に含まれるものを除く。）、伐開整地及び除草等に要する費用をいう。

(ウ) 仮 設 費 機械設備の設置、撤去及び仮道、仮橋現場補修、用水並びに電力等の供給設備等に要する費用をいう。

(エ) 役 務 費 仮設工事、材料置場等の土地の借上げ及び電力・用水等の基本料金等に要する費用をいう。

(オ) 技 術 管 理 費 品質管理のための試験、出来形管理のための測量及び技術管理上必要な資材の作成に要する費用をいう。

(カ) 営 繕 損 料 現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用をいう。

(キ) 労 務 者 輸 送 費 労務者輸送に要する費用をいう。

(ク) 安 全 費 交通管理及び安全施設等に要する費用をいう。

ウ. 「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費及びその他に要する費用をいう。(特殊製品については付表参照)

(4) 「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費及び利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、公租公課、旅費及びその他に要する費用をいう。

(5) 「付帯工事費」とは、当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な付帯工事に要する経費をいう。

ア. 土地造成費は、施設設置に必要な最小限度の用地造成に必要な工事費(準備工事費を含む。)をいう。

イ. 搬入道路等工事費は、施設設置に必要な最小限度の搬入道路及び構内道路等に必要な工事費(準備工事費を含む。)をいう。

ウ. 門及び囲障等工事費は、敷地外周の門、囲障等の整備及びその他の工事に必要な最小限度の工事費をいう。

(6) 「工事雑費」とは、交付対象事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金等、印刷製本費、光熱水料通信運搬費、雑役務費、連絡旅費、及び工程に関係ある職員の給与(退職手当金を除く。)並びにこの費目から賃金等又は給与が支弁される者に係る交付対象事業者負担の労働者災害補償保険料等、その他に要する費用をいう。

2. 「事務費」とは、交付対象事業者が事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び庁費〔賃金等(労働保険料を含む)、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費)、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品費等の人件費並びに物件費〕をいう。

Ⅲ 交付対象事業費の算定要領

1. 工事費について

(1) 本工事費及び付帯工事費の区分

ア. 本工事は、次のものについて算定すること。

(ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備の設置に係る工事費

(イ) (ア) 設備を補完する設備のうち、管理棟の設置に係る工事費

イ. 付帯工事費は、次のものについて算定すること。

(ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備を補完する設備(管理棟を除く。)の設置に係る工事費

(イ) 施設の設置に必要な最小限度の用地の造成に必要な工事費(準備工事費を含む。)

(ウ) 電気、ガス、水道等の引込み工事に係る負担金

(エ) 前各号に掲げる工事等以外のものであって、必要最小限度の付帯工事

(2) 直接工事費

ア. 材料費は、次のものについて算定すること。

(ア) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算することができること。

(イ) 価格

価格は、別に定める主要資材単価表に基づくものとするが、これがない場合には原則として入札時における市場価格とするものとし、これに買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料を加算するものとする。

イ. 労務費は、次のものについて算定すること。

(ア) 所要人員

所要人員は、原則として現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものであり、別に定める工事標準歩掛表に基づいて算定するものとする。

(イ) 労務賃金

労務賃金は、労務者に支払われる賃金であって、基本給及び割増賃金をいうものであること。基本給は、別に定める職種別賃金日額表を使用するものとする。基本作業外の作業及び特殊条件による作業に従事した場合に支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算することができること。

(3) 特殊製品

特殊製品とは、管理された工場において、原材料を混合及び成型または組立を行う等加工工程を経て生産し、一般に市販されている製品等であって、設計積算に当たって購入（特注を含む。）の上使用することを予定しているものであること。

特殊製品は、実施要領別表2-1の付表に掲げるもののほか次のもの等が該当する。

i . コンクリート製品

- ① ブロック（積、張、平、連節、根固、消波、空洞、縁石、U型、L型、枠、境界、歩道）
- ② 杭（境界、PC、RC）
- ③ 板（PC、RC）
- ④ 柱（PC、RC）
- ⑤ 矢板（PC、RC）
- ⑥ 管（ヒューム、PC、RC、無筋コンクリート）
- ⑦ 集水枡、街蓋、方格材、RC桁、柵、ボックスカルバート、組立擁壁

ii . 鉄鋼及び金属製品

- ① 桁（I形鋼、H形鋼、溝形鋼、山形鋼）
- ② 杭（H形鋼、鋼管、簡易鋼）
- ③ 鋼柱（照明、標識）
- ④ 矢板（鋼、簡易鋼、鋼管）
- ⑤ 管（鋼、鋳鉄、コルゲート）
- ⑥ 支保工用H形鋼
- ⑦ 簡易組立式橋梁、組立式歩道、ライナープレート、覆工板
- ⑧ ガードレール、ガードロープ、フェンス、ガードパイプ、落石防止柵、道路鋸、舗装用鉄鋼、鋼格子床板

iii . ゴム・合成樹脂製品

- ① 合成樹脂管
- ② ドレンホース
- ③ 吸出防止材

iv . 電気製品

電気材料及び機器

v . その他

① 石綿管

② 陶管

③ 視線誘導票、標識、カーブミラー、情報板、吸防音壁、落石防止網、タイル、消雪パイプ

④ 継手

vi . 半製品

① 生コンクリート

② 生アスファルト合材

③ 凍結防止材

(4) 洗車設備に係る工事費

洗車設備に係る工事費は、搬入車両の単位時間当たりの台数に見合う必要最小限度の設備に要する経費であること。

2. 事務費

事務費のうち備品費は、原則として取得価格1品目15万円未満のものについて算定するものとし、15万円以上のものについては、あらかじめ環境大臣に協議し、その承認を得たものに限って算定することができること。

別表第2-2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	<p>(直接工事費)</p> <p>材料費</p> <p>労務費</p> <p>直接経費</p> <p>(間接工事費)</p> <p>共通仮設費</p>	<p>直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算するものをいう。</p> <p>工事を施工するために必要な材料の費用で別に定める主要資材単価表を標準とし、買入りに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計額をいう。</p> <p>直接工事費のうち、労務費については、別に定める職種別賃金日額表及び工事設計標準歩掛表の標準単価を標準とする。</p> <p>工事を施工するに直接必要とする経費でその算定は次によるものをいう。</p> <p><特許使用料> 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額をいう。</p> <p><水道光熱電気料> 工事を施工するために必要な電力、電灯使用料及び用水使用料をいう。</p> <p><機械器具損料> 工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で別に定める「機械損料表」による。</p> <p>間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものをいう。</p> <p>次に掲げるものについて積算するものとする。</p> <p><運搬費> 工事施工に必要な機械器具等の運搬現場内の器具等の移動等に要する費用をいう。</p> <p><準備費> 工事施工に必要な、準備、跡片付け、調査、測量、丁張り、伐開整地及び除草等に要する費用をいう。</p> <p><仮設費></p>

	付帯工事費	<p>現場管理費</p> <p>一般管理費</p> <p>土地造成費 搬入道路等工事費 門困障等工事費 その他工事費</p>	<p>機械設備の設置、撤去及び仮道、仮橋現場補修、用水並びに電力等の供給設備等に要する費用をいう。</p> <p><役務費> 仮設工事、材料置場等の土地の借上げ及び電力・用水等の基本料金等に要する費用をいう。</p> <p><技術管理費> 品質管理のための試験、出来形管理のための測量及び技術管理上必要な資材の作成に要する費用をいう。</p> <p><営繕損料> 現場事務所、試験室、労務者宿舍、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用をいう。</p> <p><労務者輸送費> 労務者輸送に要する費用をいう。</p> <p><安全費> 交通管理及び安全施設等に要する費用をいう。</p> <p>請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費及びその他に要する費用をいう。</p> <p>請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費及び利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、公租公課、旅費及びその他に要する費用をいう。</p> <p>当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な付帯工事に要する経費をいう。</p> <p><土地造成費> 施設設置に必要な最小限度の用地造成に必要な工事費（準備工事費を含む。）をいう。</p> <p><搬入道路等工事費> 施設設置に必要な最小限度の搬入道路及び構内道路等に必要工事費（準備工事費を含む。）をいう。</p> <p><門及び困障等工事費> 敷地外周の門、困障等の整備及びその他の工事に必要な最小限度の工事費をいう。</p>
--	-------	--	---

	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。</p>
	工事雑費		<p>交付対象事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金等、印刷製本費、光熱水料、通信運搬費、雑役務費、連絡旅費、及び工程に関係ある職員の給与（退職手当金を除く。）並びにこの費目から賃金等又は給与が支弁される者に係る交付対象事業者負担の労働者災害補償保険料等、その他に要する費用をいう。</p>
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>
業務費	業務費		<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
事務費	旅費及び庁費		<p>交付対象事業者が事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び庁費〔賃金等（労働保険料を含む）、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費）、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品費等の人件費並びに物件費〕をいう。</p>

別表第2-3

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
人件費	人件費		事業に従事する者の作業時間に対する人件費。ただし、地方公共団体の職員の人件費は含まない。
事務費	旅費及び庁費		事業を行うために直接必要な事務に要する旅費及び庁費〔賃金等（労働保険料を含む）、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品費〕をいう。

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、用途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数に分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、用途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別紙（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 対象事業の要件

(1) 環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業

ア. エネルギー回収率22.0%相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、あらかじめ、ごみ処理の広域化・施設の集約化、PFI等の民間活用、廃棄物処理の有料化等について検討及び一般廃棄物会計基準の導入を行い、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ただし、令和元年度以前に、二酸化炭素排出抑制事業費交付金（先進的設備導入推進事業）（以下「交付金事業」という。）交付要綱（令和2年3月31日環循適発第2003311号事務次官通知）別表第1の第3項の施設整備に関する計画支援事業又は第4項の廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業を実施している場合は、交付金事業の例による。

イ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、メタンガス化施設については、メタン発酵残さとその他のごみ焼却を行う施設と組み合わせた方式を含み、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ウ. 上記ア.のうち、ごみ焼却施設に高効率エネルギー回収に必要な設備を整備する場合は、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすこと及び別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

エ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ固形燃料（RDF）化施設の整備については、発電効率又は熱回収率が20%以上のごみ固形燃料（RDF）利用施設へ安定的に持ち込むことが可能なものに限る。

オ. ごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固形燃料（RDF）化施設については、「ごみ固形燃料の適正管理対策について」（平成15年12月25日付環廃対発第031225004号）の「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

カ. エネルギー回収型廃棄物処理施設については、「石綿含有家庭用品を処

理する際の留意すべき事項について」（平成18年6月9日付環廃対発第060609002号）等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

- キ. 交付対象事業者における交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであること。また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第6条に定める設備認定を受けて売電を行わないこと。
- ク. 補助の対象となる事業にあつては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。

(2) 環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業

ア. あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が5%相当以上削減されるものであり、災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備える場合は整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定し、事業実施後は全連続運転を行うものであって(ただし、「2 補助金の申請をできる者(1)」の沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域についてはこの限りではない。)、事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。

ただし、令和元年度以前に、交付金事業交付要綱(令和2年3月31日環循適発第2003311号事務次官通知)別表第1の第3項の施設整備に関する計画支援事業又は第4項の廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業を実施している場合は、交付金事業の例による。

- イ. 交付対象事業者における交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであること。また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第6条に定める設備認定を受けて売電を行わないこと。
- ウ. 補助の対象となる事業にあつては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。

(3) 電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業

ア. 循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)の基本原則に沿った事業であること。

イ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条の

規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設又は許可を受ける予定の施設、又は第9条の3の規定による一般廃棄物処理施設の届出がされた施設又は届出を予定している施設、第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設から発生する電力を利用する事業であること。

- ウ．事業実施の計画が確実かつ合理的であること。特に、電力の利用先が確定している旨を証明できること。
- エ．地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から、当該事業の効率性が高い事業であること。
- オ．断熱材を使用する場合は、フロンを用いないものであること。
- カ．自治体の所有する施設本体の整備には、上記（1）（2）の補助金を活用しているものであること。ただし、従来の循環型社会形成推進交付金又は二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）を活用するものであった場合は、令和3年度以前に施設整備に係る工事発注の公示を行っているものに限る。
- キ．電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条に定める発電事業計画の認定を受けて売電を行わないこと。なお、上記イの施設から直接自営線により給電を行う場合はこの限りではない。
- ク．産業廃棄物処理施設においては、産業廃棄物管理票について電子情報処理組織に原則対応しているものであること。
- ケ．当該事業の実施及び当該事業により整備された施設の稼働において発生する産業廃棄物は、原則として優良産廃処理業者として都道府県知事または政令指定都市市長の認定を受けた者によって処理されること。
- コ．産業廃棄物処理施設の事業の実施主体は、現在、優良産廃処理業者の認定を受けているか、補助事業申請から6年以内に優良産廃処理業者として都道府県知事または政令指定都市市長の認定を受ける旨の誓約書を提出すること。

(4) 熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業

- ア．循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の基本原則に沿った事業であること。
- イ．廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの又は許可を受ける予定の施設、又は第9条の3の規定による一般廃棄物処理施設の届出がされた施設又は届出を予定している施設、第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設から発生する熱を利用する事業であること。
- ウ．事業実施の計画が確実かつ合理的であること。特に、熱の利用先が確定している旨を証明できること。
- エ．地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から、当該事業の効率性が高い事業であること。

- オ. 断熱材を使用する場合は、フロンを用いないものであること。
- カ. 自治体の所有する施設本体の整備には、上記（１）（２）の補助金を活用しているものであること。ただし、従来の循環型社会形成推進交付金又は二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）を活用するものであった場合は、令和３年度以前に施設整備に係る工事発注の公示を行っているものに限る。
- キ. 産業廃棄物処理施設においては、産業廃棄物管理票について電子情報処理組織に原則対応しているものであること。
- ク. 当該事業の実施及び当該事業により整備された施設の稼働において発生する産業廃棄物は、原則として優良産廃処理業者として都道府県知事または政令指定都市市長の認定を受けた者によって処理されること。
- ケ. 産業廃棄物処理施設の事業の実施主体は、現在、優良産廃処理業者の認定を受けているか、補助事業申請から６年以内に優良産廃処理業者として都道府県知事または政令指定都市市長の認定を受ける旨の誓約書を提出すること。

（５） 廃棄物処理施設からの余熱や発電した電力を地域において有効利用するために、熱や電力を利活用する設備設置に対する、余熱見込量や事業採算性の検討等を行い事業としての実現可能性を調査する事業

- ア. 循環型社会形成推進基本法（平成１２年法律第１１０号）の基本原則に沿った事業であること。
- イ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第８条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設又は許可を受ける予定の施設、又は第９条の３の規定による一般廃棄物処理施設の届出がされた施設又は届出がされる予定の施設、及び第１５条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設から発生する熱等を利用する事業であること。
- ウ. 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。特に、熱及び電力の利用先の合理的な検討がなされ、地域の活性化等が図れること。
- エ. 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から、当該事業の効率性が高い事業であること。
- オ. 自治体の所有する廃棄物処理施設本体の整備には、上記（１）（２）の補助金を活用しているものであること。ただし、従来の循環型社会形成推進交付金又は二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）を活用するものであった場合は、令和３年度以前に施設整備に係る工事発注の公示を行っているものに限る。

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

（１）交付規程第２条の（１）、（２）

- ・人口５万人以上又は面積４００km²以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進

に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業として補助事業を実施する市町村を含む。）及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体のうち、循環型社会形成推進地域計画を策定し、環境大臣の承認を得た者。

ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域（次に掲げる各法に定める地域）を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。

- ・ 離島地域 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ・ 奄美群島 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する区域
- ・ 豪雪地域 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項又は第2項に規定する豪雪地帯又は特別豪雪地帯
- ・ 山村地域 山村振興法（昭和40年法律第64号）第2条に規定する山村
- ・ 半島地域 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ・ 過疎地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項により公示された過疎地域を有する市町村及び構成市町村に2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合等

※1 過疎法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、同法附則第7条第1項及び同法附則第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）（以下「経過措置団体」という。）については、激変緩和のために令和9年3月31日まで6年間（同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。以下同じ。）については、令和10年3月31日まで7年間）の経過措置として、交付規程別紙2（1）の対象とする。この場合において、新規事業の採択については、旧法の失効する日までに地域計画、一般廃棄物処理計画等に記載されている事業を原則とする。なお、本項により採択された令和8年度分の交付金で令和9年度以降の年度（特別特定市町村については、令和9年度分の補助金で令和10年度以降の年度）に繰り越したものがある場合には、経過措置団体はなお交付規程別紙2（1）の対象とする。

※2 過疎法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村が前項の規定により事業を実施できる区域は、特定市町村の区域とみなされる区域とする。

(2) 交付規程第2条の(3)、(4)、(5)

- ・ 民間企業
- ・ 地方公共団体
- ・ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

- ・一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ・その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て技管協が適当と認める者

3 交付対象の範囲

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業

本事業の補助対象設備は次のとおりとし、ここに定めのないものはエネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアルによるものとする。また、設備の予備品・消耗品及び工具は含まないものとする。

- ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ② 前処理設備
 - ③ 固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
 - ④ 燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ熔融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
 - ⑤ 燃焼ガス冷却設備
 - ⑥ 排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
 - ⑦ 余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
 - ⑧ 通風設備
 - ⑨ 灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
 - ⑩ 残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
 - ⑪ 搬出設備
 - ⑫ 排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く）
 - ⑬ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑭ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ⑮ 薬剤、水、燃料の保管のための設備
 - ⑯ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑰ 前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
 - ⑱ 前各号の設備の設置に必要な建築物
 - ⑲ 搬入車両に係る洗車設備
 - ⑳ 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ㉑ 前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、⑱の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑯の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(2) エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する補助事業

本事業の補助対象設備は次のとおりとし、ここに定めのないものは廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアルによるものとする。また、設備の予備品・消耗品及び工具は含まないものとする。

ただし、地球温暖化対策及び災害廃棄物処理体制の強化に資する設備改良に係るものに限る。

- ① 受入・供給設備
- ② 前処理設備

- ③ メタン発酵設備
- ④ 燃焼（溶融）設備
- ⑤ 熱回収（排ガス冷却）設備
- ⑥ 排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
- ⑦ 余熱利用設備（バイオガス利用設備を含む）
- ⑧ 通風設備
- ⑨ 灰出し設備
- ⑩ 焼却残さ溶融設備
- ⑪ 発酵残さ処理設備
- ⑫ 給水設備
- ⑬ 排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く）
- ⑭ 電気設備
- ⑮ 計装設備
- ⑯ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑰ 前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑱ 前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑲ 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

(3) 電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業
本事業の交付対象は、次に掲げるものであること。

- ① EV 収集車
- ② EV 船舶
- ③ 給電・蓄電システム等
- ④ 電気供給設備、電気需要設備（自営線、受変電設備、付属設備）
- ⑤ 発電設備を系統と連携するための費用【工事費負担金】（廃棄物処理施設から特定した需要施設に電力を供給する場合に限る。）
- ⑥ 需要施設側の蓄電池（廃棄物処理施設から供給された電力を蓄電する場合に限る。）
- ⑦ 廃棄物発電により生じた電力を制御するために必要な通信・制御設備等（エネルギーマネジメントシステム）

(4) 熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業
本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ① 熱供給設備、熱需要設備（熱交換器、熱導管、ポンプ、温水ボイラ（バックアップ用））
- ② ビニールハウス等の簡易的な建屋
- ③ 廃棄物処理により生じた熱を制御するために必要な通信・制御設備等（エネルギーマネジメントシステム）

(5) 廃棄物処理施設からの余熱や発電した電力を地域において有効利用するために、熱や電力を利活用する設備設置に対する、余熱見込量や事業採算性の検討等

を行い事業としての実現可能性を調査する事業

廃棄物処理施設からの余熱や発電した電力を地域において有効利用するために、熱や電力を利活用する設備設置に対する、余熱見込量や事業採算性の検討等を行い、事業としての実現可能性を調査するもの。ただし、算出された額が1,500万円を超える場合は、1,500万円とする。

4 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

5 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び技管協の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

6 複数年事業の廃止

複数年で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

様式第1 (第5条関係)

識別番号

番 号
年 月 日

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会
会 長 柳 井 薫 殿

申請者 当欄をクリックし
て▼より申請者の
別を選択してくだ
さい

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)
当欄をクリックして▼より事業の別を選択してください
交付申請書

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業に要する経費
別紙2-1または別紙2-2 経費内訳のとおり
- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日
交付決定の日 ~ 年 月 日

5 その他参考資料

6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

2 「5 その他参考資料」として、申請者が地方公共団体以外の者である場合は、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人企業の場合は、住民票の写し（いずれも発行後3ヶ月以内のもの））を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。また、地方公共団体が申請する場合は、申請年度の予算書を添付すること。

3 別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。

※交付申請前にすでに提出されている書類については添付を省略して差し支えない。

別紙 1

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業) 実施計画書

事業名	当欄をクリックして▼より事業の別を選択してください				
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者 (事業の窓口となる方)				
	氏名	事業者名・役職名			備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる実施場所	* 実際に補助事業を行う場所 (図面を添付する)				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<事業の目的・概要>					
【目的】					
【概要】					
* 補助事業及び導入する設備等の概要 (内容・規模等) を記入する。					
<低炭素化に資する環境対策への取組>					
* 過去・将来における低炭素化に向けての取組を記入する。					
<事業の性格>					
【事業の低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討との関連性】					
* エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、エネルギー使用量及びエネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素排出量を主務大臣に報告している事業者については、直近2か年度の当該データを、その他の事業者については、直近2か年度の1年度当たりのエネルギー使用量を記入する。					
【事業の公益性及び資金回収・利益の見通し】					
* 補助事業の公益性の性格について具体的に記入する。また、補助事業に関する資金回収・利益の見通しについて、同事業のイニシャルコストのうちの自己負担額、同事業による年間のランニングコストの減少額に基づき記入する。					
【事業のモデル・実証的性格】					
* 補助事業のモデル性や実証的性格について具体的に記入する。					

参考記入する。

* 実施スケジュールは別紙を添付してもよい。

注1 本計画書に、設備のシステム図・配置図・仕様書、記入内容の根拠資料等を添付する。

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
 (廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)
 当欄をクリックして▼より事業の別を選択してください
 に要する経費内訳

所要経費	(1)総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3)差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × ●/● (千円未満切捨)	
	円	円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額	積算内訳		
合計		円			
購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

給電・蓄電システム、EV収集車・船舶に要する経費内訳

所要経費	給電	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 ((1) - (2))	(4) 補助対象経費支出 予定額	
	蓄電システム	円	円	円	円	
	EV収集車・船舶	(5) 基準額	(6) 選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/2 (小数点以下切捨)	
	合計	円	円	円	円	
	給電	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 ((1) - (2))	(4) 補助対象額	
	蓄電システム	円	円	円	円	
	EV収集車・船舶	(5) 基準額	(6) 選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 2/3 (小数点以下切捨)	
	合計	円	円	円	円	
	補助金所要額合計【給電・蓄電システム所要額】 + 【EV収集車・船舶所要額】 (千円未満切捨)					円
	補助対象経費支出予定額内訳 (給電・蓄電システム補助対象分)					
経費区分・費目	金額 (円)	積算内訳				
合計	円					

補助対象額内訳（EV収集車・船舶補助対象分）					
経費区分・費目	金額（円）	積算内訳			
合計	円				
購入予定の主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）					
名称	仕様	数量	単価（円）	金額（円）	購入予定時期

（注）①費目は可能な限り細分化して金額を記載すること。

②見積書又は計算書については、工種（業務）ごとに区分し、材料費、人件費等の費目の詳細が記載されていること。

様式第2（第6条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会
会 長 柳 井 薫 殿

補助事業者 当欄をクリックし
て▼より申請者の
別を選択してくだ
さい

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)
当欄をクリックして▼より事業の別を選択してください
変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）
を下記のとおり変更したいので、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃
棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付規程（以下「交付規程」とい
う。）第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の
適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化
に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従いま
す。

記

- 1 補助変更申請額
- 2 変更内容
- 3 変更理由
(注) 具体的に記載する。
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 1の金額欄の上部に()書きで当初交付決定額を記載する。
- 3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2-1または別紙2-2については、変更前の金額を上段に()書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第3（第7条関係）

識別番号
番 号

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)
当欄をクリックして▼より事業の別を選択してください
交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）については、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付規程（令和 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

令和 年 月 日

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会
会 長 柳 井 薫

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更される場合は、別に通知するところによる。
補助基本額 金 円 補助金の額 金 円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付要綱（令和3年●月●日環循適発第●号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）実施要領（令和3年●月●日環循適発第●号）及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。

7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

8 補助事業者が P0 ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会に対する補助金請求に当たっては、P0 ファイナンス運営会社が指示する金融機開口座を指定しなければならない。また、一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金は P0 ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

9 本件担当者の氏名、連絡先等

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・E メールアドレス）

様式第4（第7条関係）

番 号

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)
当欄をクリックして▼より事業の別を選択してください
変更交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）については、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付規程（令和3年4月1日技管協補発第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会
会 長 柳 井 薫

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額	金	円	変更前補助金の額	金	円
変更後補助基本額	金	円	変更後補助金の額	金	円
増 減 額	金	円	増 減 額	金	円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付要綱（令和3年●月●日環循適発第●号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）実施要領（令和3年●月●日環循適発第●号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を

行うこととする。

7 補助事業者が P0 ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会に対する補助金請求に当たっては、P0 ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金は P0 ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

8 本件担当者の氏名、連絡先等

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・E メールアドレス）

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会
会 長 柳 井 薫 殿

補助事業者 当欄をクリックし
て▼より申請者の
別を選択してくだ
さい

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)
当欄をクリックして▼より事業の別を選択してください
計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）
の計画を下記のとおり変更したいので、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助
金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付規程（以下「交付規程」
という。）第8条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行
の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正
化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従い
ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請す

ること。

- 2 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。
- 3 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2-1または別紙2-2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

様式第6（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会
会 長 柳 井 薫 殿

補助事業者 当欄をクリックし
て▼より申請者の
別を選択してくだ
さい

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）
当欄をクリックして▼より事業の別を選択してください
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）
を下記のとおり中止（廃止）したいので、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補
助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付規程第8条第四号の
規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請す
ること。

2 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記

載するとともに、様式第1の別紙2-1または別紙2-2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

様式第7（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会
会 長 柳 井 薫 殿

補助事業者 当欄をクリックし
て▼より申請者の
別を選択してくだ
さい

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)
当欄をクリックして▼より事業の別を選択してください
遅延報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）
の遅延について、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を
核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付規程第8条第五号の規定により下記のとおり
指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
- 2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第8（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会
会 長 柳 井 薫 殿

補助事業者 当欄をクリックし
て▼より申請者の
別を選択してくだ
さい

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)
当欄をクリックして▼より事業の別を選択してください
遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）
の遂行状況について、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施
設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付規程第8条第六号の規定により下記のと
おり報告します。

記

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂 行 状 況
計			

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

様式第9(第8条関係)

番 号
年 月 日

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会
会 長 柳 井 薫 殿

補助事業者 当欄をクリックし
て▼より申請者の
別を選択してくだ
さい

令和3年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)
について、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物処理施設を核とし
た地域循環共生圏構築促進事業) 交付規程第8条第十号の規定に基づき下記のとおり報告
します。

記

- 1 補助金額(規程第12条第1項による額の確定額)
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
(1) 責任者の所属部署・職名・氏名
(2) 担当者の所属部署・職名・氏名
(3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告す
ること。

2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第10(第8条関係)

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)
当欄をクリックして▼より事業の別を選択してください

取得財産等管理台帳 (令和3年度)

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

- 注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)交付規程第8条第十四号に規定する処分制限額以上の財産とする。
- 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、区分して記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

番 号
年 月 日

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会
会 長 柳 井 薫 殿

補助事業者 当欄をクリックし
て▼より申請者の
別を選択してくだ
さい

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)
当欄をクリックして▼より事業の別を選択してください
完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金 (廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)
を完了 (中止・廃止) しましたので、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業) 交付規程第11条第1項の規
定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円 (年 月 日 番号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 2 補助事業の実施状況
別紙1 実施報告書のとおり
- 3 補助金の経費収支実績
別紙2-1または別紙2-2 経費所要額精算調書のとおり
- 4 補助事業の実施期間
年 月 日 ~ 年 月 日
- 5 添付資料
(1) 完成図書 (各種手続等に係る書面の写しを含む。)
(2) 写真 (工程等が分かるもの)
(3) その他参考資料 (領収書等含む。)
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業実施報告書

事業名					
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）				
	氏名	事業者名・役職名			備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる実施場所	* 実際に補助事業を行った場所				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<実施した事業の概要>					
【概要】 * 補助事業及び導入した設備等の概要(内容・規模等)を記入する。					
<事業による効果>					
【CO2削減効果】 (1) 事業による直接効果 ・・・CO2トン/年 * 事業の完了時において【CO2削減効果の算定根拠】により算定したCO2削減量を記入する。 このCO2削減量が第16条第1項の報告の基となるデータとなるため、留意すること。					

【CO2削減効果の算定根拠】

別添のとおり

- * 「別添のとおり」と記入し、原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック〈補助事業申請者用〉（平成29年2月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）により、事業の直接効果算定した上で、同ファイルを添付する。

なお、エクセルファイル（「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」）において記載する各々の設定根拠・引用元に係る具体的資料を添付すること。

【CO2削減コスト・算定根拠】

- * **【CO2削減効果】**の「(1) 事業による直接効果」に記入したCO2削減量1トンを削減するために必要なコスト（円/tCO2）について、イニシャルコスト（総事業費（単年度事業の場合は別紙2の総事業費、複数年度事業の場合は複数年全体の総事業費）÷法定耐用年数÷CO2削減量/年）及びランニングコスト（ランニングコスト（見込み）/年÷CO2削減量/年）の別に記入する。また、それらの算定根拠を記入する。

<事業の実施体制>、<資金計画>、<補助対象経費の調達先>、<事業実施に関連する事項>

- * 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付申請書の別紙1における<事業の実施体制>、<資金計画>、<補助対象経費の調達先>、<事業実施に関連する事項>の記入内容に変更がない場合は、「交付申請書のとおり」と記入し、変更がある場合は、変更の内容を記入すること。

<事業実施スケジュール>

- * 事業の実施スケジュールを記入する。事業期間が複数年度に亘る場合には、全工程を含めた実施スケジュールとし、事業内容と照らし合わせ、何をどこまで実施したのかが明らかに分かるように記入する。また、後年度負担額も参考記入する。
- * 実施スケジュールは別紙を添付してもよい。

注1 本報告書に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類を添付する。

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業に要する
経費所要額精算調書

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × ●/● (千円未満切捨)	(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳
合 計	円	

購入した主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）

名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購 入 時 期

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

給電・蓄電システム、EV収集車・船舶に要する経費所要額精算調書

1. 経費実績額

給電・蓄電システム	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費支出済額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/2 (小数点以下切捨)
	円	円	円	円
EV収集車・船舶	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 2/3 (小数点以下切捨)
	円	円	円	円
合計	(9) 補助金所要額合計 【給電・蓄電システム所要額】 + 【EV収集車・船舶所要額】 (千円未満切捨)		(10) 補助金交付決定額	(11) 過不足額((10)-(9))
	円			

2. 補助対象経費実支出額内訳

(単位：円)

補助対象経費支出予定額内訳 (給電・蓄電システム補助対象分)		
経費区分・費目	金額	積算内訳
合計		

補助対象経費額内訳 (EV収集車・船舶補助対象分)					
経費区分・費目	金額	積算内訳			
合計					
購入した主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価 (円)	金額(円)	購入時期

(注) 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

様式第12（第11条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会
会 長 柳 井 薫 殿

補助事業者 当欄をクリックし
て▼より申請者の
別を選択してくだ
さい

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）
当欄をクリックして▼より事業の別を選択してください
年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）
の令和3年度における実績について、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付規程第11条第2項の規
定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（ 年 月 日 番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

2 補助事業の実施状況

* 交付規程第8条第五号の規定に基づき技管協の指示を受けた場合は、翌会計年度に行
う補助事業に関する計画を含む。

3 補助金の経費所要額実績
別紙のとおり

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

経費所要額実績

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
(1)補助事業に 要する経費	(2)交付決定額	(3)事業費 支払実績額	(4)補助金 受入額	(5)補助事業に 要する経費 (1) - (3)	(6)補助金 所要額 (2) - (4)

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)
当欄をクリックして▼より事業の別を選択してください
交付額確定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）については、年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付規程（令和3年4月1日付け技管協補発第 号。以下「交付規程」という。）第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

年 月 日

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会
会 長 柳 井 薫

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により 年 月 日までに返還することを命ずる。

本件担当者の氏名、連絡先等

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会
 会 長 柳 井 薫 殿

補助事業者 当欄をクリックして▼より申請者の別を選択してください

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
 (廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)
 当欄をクリックして▼より事業の別を選択してください
 精算(概算)払請求書

年 月 日付け 第 号で交付額確定(交付決定)の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)の精算払(概算払)を受けたいので、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳
 (概算払の場合)

(単位:円)

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④-⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④=②+③		
計						

(精算払の場合)

(単位:円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①-②

- 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義
- 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)
- 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 当欄をクリックし
て▼より申請者の
別を選択してくだ
さい

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)
当欄をクリックして▼より事業の別を選択してください
年度事業報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)
について、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物処理施設を核とし
た地域循環共生圏構築促進事業) 交付規程第15条第1項の規定に基づき下記のとおり報
告します。

記

- 1 事業実施による二酸化炭素排出削減効果について
 - (1) 年度二酸化炭素排出削減量(実績)
 - (2) 実績報告書における二酸化炭素排出削減量に達しなかった場合の原因
- 2 目標の達成状況に関する評価(技管協の所見)
- 3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

注 様式第15は参考書式であり、事務の簡素化の観点から、任意の様式・提出方法を指定する場合がある。

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。